

## みずほ証券 取引約款・規定集 新旧対照表

2025年10月1日より取引約款・規定集を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

### みずほ証券のメールサービス利用規定

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><b>第3条(本サービスの利用)</b></p> <p>お客さまは、当社所定の方法で当社にメールアドレスをご登録(当社にご登録いただいたメールアドレスを以下「登録メールアドレス」といいます。)していただくことにより、本規定に基づき本サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>ただし、目論見書等メール配信サービスは、電磁的交付の利用に関し、当社所定の方法でお客さまにご同意をいただくか、または、当社よりお客さまに告知を行うことで、ご利用いただけることとなります。電磁的交付の対象書面は、金融商品取引法等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。また、当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、追加した書面についても電磁的交付等を利用いただけるものとします。電磁的交付等の方法は、お客さまに URL (インターネット上の Web ページを示す情報) のハイパーリンクをメールで送信し、接続先の対象書面の電子ファイルを閲覧いただく方法によります。なお、一部の商品については、目論見書等メール配信サービスをご利用いただくことができないため、これまでどおり書面で目論見書等をご提供します。</p> | <p><b>第3条(本サービスの利用)</b></p> <p>お客さまは、当社所定の方法で当社にメールアドレスをご登録(当社にご登録いただいたメールアドレスを以下「登録メールアドレス」といいます。)していただくことにより、本規定に基づき本サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>ただし、目論見書等メール配信サービスをご利用いただく場合は、電磁的交付等の利用に関し、当社所定の方法でお客さまにご同意をいただくことで利用いただけることとなります。電磁的交付の対象書面は、金融商品取引法等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。また、当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、追加した書面についても電磁的交付等を利用いただけるものとします。電磁的交付等の方法は、お客さまに URL (インターネット上の Web ページを示す情報) のハイパーリンクをメールで送信し、接続先の対象書面の電子ファイルを閲覧いただく方法によります。なお、一部の商品については、目論見書等メール配信サービスをご利用いただくことができないため、これまでどおり書面で目論見書等をご提供します。</p> |
| <p><b>付 則</b> この改正は、2025 年 <u>10 月 1 日</u>より施行します。</p>  | <p><b>付 則</b> この改正は、2025 年 <u>2 月 17 日</u>より施行します。</p>   |

以 上